

毎週火・金曜日発行

山口県報

令和7年
4月18日
(金曜日)

目次

○告示

瀬戸内海環境保全特別措置法第五条第一項の規定に基づく許可申請の概要（環境政策課）……………一

産業廃棄物処理施設の変更の許可の申請（廃棄物・リサイクル対策課）……………二

道路の区域の変更（道路整備課）……………二

道路の供用の開始（道路整備課）……………三

○公告

令和七年度危険物取扱者保安講習の実施（消防保安課）……………三

令和七年度消防設備士講習の実施（消防保安課）……………五

家畜改良増殖法の規定に基づく種畜証明書を書換交付した旨の通報（畜産振興課）……………六

家畜改良増殖法の規定に基づく種畜証明書の返納があった旨の通報（畜産振興課）……………六

種畜証明書の交付（畜産振興課）……………六

一般競争入札の実施（水産振興課）……………七

山口県告示第四百三十三号



瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第百十号）第五条第一項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があったので、その概要を次のとおり告示する。

当該特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面は、令和七年四月十八日から同年五月九日までの間、山口県環境生活部環境政策課及び周南市環境生活部環境政策課において公衆の縦覧に供する。

令和七年四月十八日

山口県知事 村岡嗣政

- 申請者の氏名又は名称及び住所
氏名又は名称 株式会社レゾナック
住 所 東京都港区芝大門二丁目一三番九号
- 工場又は事業場の名称及び所在地
名 称 株式会社レゾナック徳山事業所
所在地 周南市開成町四九八〇番地
- 特定施設に関する事項
(一) 種類、構造及び使用時間間隔等

種 類	構 造		使 用 の 方 法	
	能 力 ($\text{m}^3/\text{時}$)			
二七一ヌ	三〇	予工事着手 年月日 令和七、 五、一六	予工事完成 年月日 令和八、 二、二八	予使用開始 年月日 令和八、 三、一
〃	五	〃	〃	〃
備考 「二七一ヌ」とは、水質汚濁防止法施行令（昭和四十六年政令第百八十八号）別表第一第二十七号の無機化学工業製品製造業の用に供する廃ガス洗浄施設をいう。				
〃	〃	連続 二四時間	使用時間 隔間 時の使用 間	一日当 たの 季節 的変 動の 概要
〃	〃	変動なし	〃	〃

(二) 排出される汚水等の汚染状態の値及び汚水等の量

種 類	汚水等の状態の値	
	水素イオン濃度 (水素指数)	化学的酸素要求量 (mg/ℓ)
二七―ヌ	九	一八
〃	〇・一	一
〃	一	三
〃	〇・三	〇・四
〃	〇・三	〇・四
〃	〇・四	〇・五
備考 (一)の表の備考は、この表について準用する。	一	八

四 排水の汚染状態の値及び排水の量

No. 1 排水口		排水口		排水の汚染状態の値									
六・八	八・六	通	最大	水素イオン濃度 (水素指数)	化学的酸素要求量 (mg/l)	浮遊物質量 (mg/l)	鉍油類 (mg/l)	窒素 (mg/l)	リン (mg/l)	排水の一日当たりの量 (m^3)			
		通常										最大	通常
五・八	四・一	通常	最大	通常	最大	最大	最大	最大	最大	最大	最大		
三五、七三九・五	三五、七四〇	通常	最大										

山口県告示第四百十四号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）第十五条の二の六第一項の規定により、次のとおり産業廃棄物処理施設の変更の許可の申請があった。

当該申請書及び当該変更することが周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査の結果を記載した書類は、令和七年四月十八日から同年五月十九日までの間、山口県長門環境保健所及び長門市市民生活部生活環境課において公衆の縦覧に供する。

令和七年四月十八日

山口県知事
村岡嗣政

一 申請者

名称 有限会社キャロットたむら
住所 長門市三隅上一三三二番地
代表者の氏名 沖村 清
産業廃棄物処理施設の設置の場所

山口県告示第四百十五号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、令和七年四月十八日から一月間山口県土木建築部道路整備課におい

長門市三隅上字毛無谷一〇七五一番一九、一〇七五一番二〇の一部、一〇七五一番九〇、一〇七五一番九一、一〇七五一番九三、一〇七五一番九五、一〇七五一番九七、一〇七五二番、一三三五番一から一三三五番六まで、一三三九番、一三三四番一及び一三四三番

三 産業廃棄物処理施設の種類

安定型最終処分場

四 産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類

廃プラスチック類、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず（がれき類を除く。）、陶磁器くず及びがれき類

五 申請年月日

令和五年十二月八日

道路の種類
道路の区域
路線名
豊田三隅線
県道

—
—
—

〃	〃	三	午前九時から 正午まで	ラポールゆや
〃	〃	一七	〃	下関市消防訓練センター
〃	〃	二四	〃	周南市鼓海二丁目一八の二四 公益財団法人周南地域地場産業振興センター
〃	〃	二九	〃	長門市東深川一一一の二 山口県漁業協同組合湊支店
〃	一、七	〃	〃	長門市三隅下三七〇九の三 山口県漁業協同組合野波瀬支店
〃	一三	〃	〃	下松市消防本部
(二) 石油コンビナート等災害防止法（昭和五十年法律第八十四号）第二条第六号に規定する特定事業所における危険物施設（一）に掲げる危険物施設を除く。）において危険物の取扱作業に従事する危険物取扱者に対する講習				
日	時	場	所	
令和七、	七、一八	午後一時から 午後四時まで	周南市鼓海二丁目一八の二四 公益財団法人周南地域地場産業振興センター	
〃	〃	二四	〃	いわくに消防防災センター
〃	〃	二九	午前九時から 正午まで	宇部市大字川上七四 山口県農業協同組合宇部統括本部
〃	〃	三〇	午後一時から 午後四時まで	〃
〃	〃	八、二一	午前九時から 正午まで	〃
〃	〃	二六	午後一時から 午後四時まで	いわくに消防防災センター
〃	〃	九、一二	〃	周南市鼓海二丁目一八の二四 公益財団法人周南地域地場産業振興センター
(三) (一)及び(二)に掲げる危険物施設以外の危険物施設において危険物の取扱作業に従事する危険物取扱者に対する講習				
日	時	場	所	
令和七、	七、四	午後一時から 午後四時まで	下関市消防訓練センター	
〃	〃	一七	午前九時から 正午まで	光地区消防組合消防本部
〃	〃	二五	午後一時から 午後四時まで	いわくに消防防災センター
〃	〃	二九	〃	宇部市大字川上七四 山口県農業協同組合宇部統括本部

〃	〃	三〇	午前九時から 正午まで	〃
〃	八、一九	午後一時から 午後四時まで	防府市八王子二丁目八番九号 防府市創業・交流センター	〃
〃	〃	二一	〃	宇部市大字川上七四 山口県農業協同組合宇部統括本部
〃	〃	二二	午前九時から 正午まで	〃
〃	〃	二八	午後一時から 午後四時まで	防府市八王子二丁目八番九号 防府市創業・交流センター
〃	九、二	〃	〃	〃
〃	〃	一〇	午前九時から 正午まで	光地区消防組合消防本部
〃	〃	一二	〃	周南市鼓海二丁目一一八の二四 公益財団法人周南地域地場産業振興センター
〃	〃	二四	午後一時から 午後四時まで	美祿市消防本部
〃	〃	〃	〃	〃
〃	一〇、九	午前九時から 正午まで	いわくに消防防災センター	〃
〃	〃	二六	〃	柳井市柳井三七一八 柳井市文化福祉会館
〃	〃	一〇	〃	山口市吉敷下東三丁目一番一号 山口県総合保健会館
〃	〃	一七	午後一時から 午後四時まで	下関市消防訓練センター
〃	〃	二四	〃	周南市鼓海二丁目一一八の二四 公益財団法人周南地域地場産業振興センター
〃	〃	三〇	〃	萩市大字江向五一〇 萩市総合福祉センター
〃	一一、一三	〃	下松市消防本部	〃

三 受講申請書の提出期限及び提出先
各講習実施日の四週間前までに、受講場所の所在する地区の危険物安全協会又は山口県桜島三丁目二番一号（郵便番号七五三一〇〇二一）一般社団法人山口県危険物安全協会連合会に提出すること。

四 提出書類
受講申請書
受講手数料

五千三百円に相当する山口県収入証紙を受講申請書の所定の欄に貼ること。この収

入証紙には、消印をしないこと。

六 その他

受講案内、受講申請書等の請求及びこの講習についての問合せは、最寄りの消防本部、山口市滝町一番一号 山口県総務部消防保安課（電話〇八三一九三三一二三九）又は一般社団法人山口県危険物安全協会連合会（電話〇八三一九二二二七七九）にすること。郵便で問い合わせる場合は、往復はがきを使用するか、又は切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封の上すること。

(八三) 令和七年度消防設備士講習の実施

消防法（昭和二十三年法律第百八十六号）第十七条の十の規定に基づき、令和七年度消防設備士講習を次のとおり実施します。

令和七年四月十八日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 受講対象者

次に掲げる講習区分ごとの消防設備士免状を所持している者

(一) 消火設備 甲種第一類、甲種第二類、甲種第三類、乙種第一類、乙種第二類又は乙種第三類

(二) 警報設備 甲種第四類、乙種第四類又は乙種第七類

(三) 避難設備・消火器 甲種第五類、乙種第五類又は乙種第六類

二 講習の日時及び場所

(一) 消火設備

日 時 場 所

令和七、九、三 午前九時三十分から 山口市吉敷下東三丁目一番一号

〃 〃 午後五時まで 山口県総合保健会館

〃 〃 〃 周南市鼓海二丁目一八の二四

〃 〃 〃 公益財団法人周南地域地場産業振興センター

(二) 警報設備

日 時 場 所

令和七、一〇、二 午前九時三十分から 山口市吉敷下東三丁目一番一号

〃 〃 〃 午後五時まで 山口県総合保健会館

〃 〃 〃 周南市鼓海二丁目一八の二四

〃 〃 〃 公益財団法人周南地域地場産業振興センター

(三) 避難設備・消火器

日 時 場 所

令和七、一〇、二〇 午前九時三十分から 山口市吉敷下東三丁目一番一号

〃 〃 〃 午後五時まで 山口県総合保健会館

〃 〃 〃 〃 周南市鼓海二丁目一八の二四

〃 〃 〃 〃 公益財団法人周南地域地場産業振興センター

〃 〃 〃 〃 山口市吉敷下東三丁目一番一号

〃 〃 〃 〃 山口県総合保健会館

三 講習の科目

(一) 工事整備対象設備等関係法令及び防火に関する他法令等に関する事項

(二) 工事整備対象設備等の工事又は整備等に関する事項

(三) 効果測定

四 講習の一部免除

一の種類の講習を受けた後六月以内に他の種類の講習を受けようとする者は、三の(一)に掲げる科目の受講を免除する。

五 受講申請書の提出期間及び提出先

令和七年七月二十五日（金曜日）から同年八月八日（金曜日）までの間に、山口市桜島三丁目二番一号（郵便番号七五三〇〇二二）一般財団法人山口県消防設備協会に提出すること。

六 提出書類

(一) 受講申請書

(二) 写真（縦四センチメートル、横三センチメートルとし、出願前六月以内に撮影した無帽、正面向き及び上半身像のものとする。）

七 受講手数料

講習区分ごとに七千円に相当する山口県収入証紙を受講申請書の所定の欄に貼ること。この収入証紙には、消印をしないこと。

八 その他

受講案内、受講申請書等の請求及びこの講習についての問合せは、最寄りの消防本部、山口市滝町一番一号 山口県総務部消防保安課（電話〇八三一九三三一二三九）又は一般財団法人山口県消防設備協会（電話〇八三一九二二二七七八）にすること。郵便で問い合わせる場合は、往復はがきを使用するか、又は切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封の上すること。

(八四) 家畜改良増殖法の規定に基づく種畜証明書を書換交付した旨の通報

家畜改良増殖法（昭和二十五年法律第二百九号）第八条第一項の規定により、農林水産大臣から次の家畜につき、種畜証明書を書換交付した旨の通報がありました。

令和七年四月十八日

山口県知事 村岡 嗣 政

種畜証明書 番号	名	前	品 種	生年月日	産 地	検査 成績	飼養者の住所及 氏名又は名称
三二四〇四〇 二〇〇〇一	C 一二四四		その他	令和五、 一、二六	宮 城 県	級外	岩国市錦町宇佐郷 ブライフーズ株式 会社山口 A I セン ター
三二四〇四〇 二〇〇二二	K D 〇一五		〃	七、一〇	〃	〃	〃
三二四〇四〇 二〇〇二六	K D 〇一九		〃	〃 一四	〃	〃	〃
三二四〇四〇 二〇〇二七	K D 〇二〇		〃	〃 一三	〃	〃	〃
三二四〇四〇 二〇〇二九	K D 〇二二		〃	〃 二〇	〃	〃	〃
三二四〇四〇 六〇〇二七	G 四 R 三八七		〃	一〇、二八	〃	〃	〃
三二四〇四〇 六〇〇二二	C 〇三 Z 一〇		〃	一、一四	〃	〃	〃
三二四〇四〇 六〇〇二六	C 〇四 Z 五一		〃	令和六、 二、二	〃	〃	〃
三二四〇四〇 六〇〇二八	G 四 R 四〇四		〃	令和五、 一〇、二八	〃	〃	〃

(八五) 家畜改良増殖法の規定に基づく種畜証明書の返納があった旨の通報

家畜改良増殖法（昭和二十五年法律第二百九号）第八条第一項の規定により、農林水産大臣から次の家畜につき、種畜証明書の返納があった旨の通報がありました。

令和七年四月十八日

山口県知事 村岡 嗣 政

種畜証明書 番号	名	前	品 種	生年月日	産 地	検査 成績	飼養者の住所及 氏名又は名称
三二四三三〇 一〇〇一五〇	C 七		その他	令和五、 二、二二	宮 城 県	級外	岩国市錦町宇佐郷 ブライフーズ株式 会社山口 A I セン ター

三二四三三〇 一〇〇一四〇	H D 三二一		〃	三、一〇	〃	〃	〃
------------------	---------	--	---	------	---	---	---

三二四三三〇 一〇〇二九	H D 五〇		〃	五、二六	〃	〃	〃
-----------------	--------	--	---	------	---	---	---

三二四三三〇 一〇〇四〇	H D 六二		〃	六、一〇	〃	〃	〃
-----------------	--------	--	---	------	---	---	---

三二四三三〇 二〇〇二四〇	H D 二四七		〃	令和三、 九、二七	〃	〃	〃
------------------	---------	--	---	--------------	---	---	---

三二四三三〇 五〇〇二三	H D 三三六		〃	令和五、 三、九	〃	〃	〃
-----------------	---------	--	---	-------------	---	---	---

三二四三三〇 五〇〇三六	H D 三四九		〃	〃 三〇	〃	〃	〃
-----------------	---------	--	---	------	---	---	---

三二四三三〇 五〇〇四一	H D 三五四		〃	二、九	〃	〃	〃
-----------------	---------	--	---	-----	---	---	---

(八六) 種畜証明書の交付

次の家畜につき、家畜改良増殖法（昭和二十五年法律第二百九号）第四条第一項第二号の種畜証明書を交付しました。

令和七年四月十八日

山口県知事 村岡 嗣 政

種畜証明書 番号	名	前	品 種	生年月日	産 地	検査 成績	飼養者の住所及 氏名又は名称
一六四七四 四二二一五	福輝姫（全和二〇二一子山黒一 六四七四四二二一五）		黒毛和種	令和三、 一〇、一四	山 口 県	一級	美祿市伊佐町河原 山口県農林総合技 術センター
一三三六六 九七九六〇	知久六三四（全和二〇二二子受 卵山黒一三六六一九七九六〇）		〃	一、二五	〃	〃	〃
一三三六八 四二二五九	関勝安（全和二〇二二子山黒一 三六八四四二二五九）		〃	令和四、 一〇、四	〃	〃	〃

(二) 地方自治法施行令第六十七条の四第二項各号のいずれかに該当して一般競争入札又は指名競争入札に参加させないこととされている者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。

(三) 県が発注する物品等の製造の請負、物品等の買入れ、借入れ及び売払い並びに業務の委託の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法等に関する告示（令和四年山口県告示第百七十九号）又は県が発注する業務の委託契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格及び調達する特定役務の種類等に関する告示（令和七年山口県告示第五十一号）に基づく資格審査において、船舶について特 A の等級に格付されている者であること。

(四) ドライドックにおいて業務を行うことができる者であること。

三 契約条項を示す場所
長門市仙崎二八六一番地の三 山口県水産研究センター総務課

四 入札説明書及び仕様書の交付
山口県水産研究センター総務課において交付する。

五 入札書の記載方法、提出場所及び受領期限
(一) 記載方法
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の十に相当する額（その額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、見積もった金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

(二) 提出場所
山口県水産研究センター総務課

(三) 受領期限
令和七年六月二日午後五時十五分（入札書を持参する場合は、令和七年六月三日午前十時）

六 入札を執行する場所及び日時
(一) 場所
長門市仙崎二八六一番地の三 山口県水産研究センター会議室

(二) 日時
令和七年六月三日午前十時

七 入札保証金
免除する。

八 無効入札

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(一) 入札参加資格のない者がした入札
(二) 記名のない入札
(三) (一)及び(二)に掲げるもののほか、入札に関する条件に違反した入札

九 落札者の決定方法
山口県会計規則（昭和三十九年山口県規則第五十四号）第百五十四条の規定に基づき定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

十 その他
(一) 契約担当者
山口県水産研究センター所長 澁谷 賢司

(二) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨

(三) 契約書の作成の要否
要

(四) 契約保証金
免除する。

(五) この公告後に、当該入札に参加するために必要な一般競争入札の資格審査の申請をする場合は、令和七年五月二十六日午後五時までに、山口県会計管理局会計課（電話〇八三一九三三三九一五）に申請書を提出すること。

(六) 詳細については、山口県水産研究センター総務課（電話〇八三七二六〇七一一）に問い合わせること。

十一 Summary
(1) Division in charge of the contract: Marine Biology Research Institute, Yamaguchi Prefectural Government

(2) Nature and quantity of the service to be required: A regular inspection of the fisheries research vessel *Kaisei*

(3) Term of the contract: Specified in the tender manual

(4) Contact point for the notice: General Affairs Division, Marine Biology Research Institute, Yamaguchi Prefectural Government (Phone: 0837-26-0711)

(5) Time-limit for tender: 5:15 P.M. June 2, 2025
(In case of bringing a tender: 10:00 A.M. June 3, 2025)